

東京都市計画第一種市街地再開発事業の決定

都市計画神田錦町三丁目南部東地区第一種市街地再開発事業を次のように決定する。

幅員の〔 〕は全幅員を示す。

名称		神田錦町三丁目南部東地区				
施行区域面積		約 2.5 h a				
公共施設の 配置 及び規模	道路	種別	名称	規模		備考
		幹線街路	補助線街路第 96 号線	別に都市計画に定めるとおり		既設
			補助線街路第 167 号線	別に都市計画に定めるとおり		既設
		区画道路	特別区道 千第 389 号	幅員 約 11m [約 22m]、延長約 110m		既設
特別区道 千第 495 号	幅員 約 12m [約 12m]、延長約 190m		拡幅			
建築物の 整備	地区	建築面積	延べ面積 [容積対象面積]	主要用途	高さの限度	備考
	南地区	約 10,500 m <sup>2</sup>	約 220,000 m <sup>2</sup> [約 184,360 m <sup>2</sup> ]	事務所、店舗、文化 交流施設、宿泊施 設、学校、駐車場等	高層部 : 180m 低層部 B : 25m	・高さの基準点は T.P. + 5.2 m とす る。
	北地区	約 1,700 m <sup>2</sup>	約 10,000 m <sup>2</sup> [約 8,300 m <sup>2</sup> ]	公共公益施設等	低層部 A : 40m 低層部 B : 25m	
建築敷地の 整備	地区	建築敷地面積	整備計画			
	南地区	約 13,320 m <sup>2</sup>	・周辺市街地と連携し、歩行者ネットワークを形成する。			
	北地区	約 3,730 m <sup>2</sup>	・敷地内に広場、歩行者空間等を整備する。			
参考		地区計画区域内及び都市再生特別地区内にあり。				

「施行区域、公共施設の配置、街区の配置及び建築物の高さの限度は、計画図表示のとおり」

理由：土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図るとともに、複合交流拠点を形成し、歩行者ネットワークの強化による回遊性の創出及び広場等の整備による地域の賑わい創出を通じて、市街地全体の活性化や魅力の向上を図るため、第一種市街地再開発事業を決定する。



東京都市計画第一種市街地再開発事業  
 神田錦町三丁目南部東地区 第一種市街地再開発事業 計画図 2

(公共施設の配置)

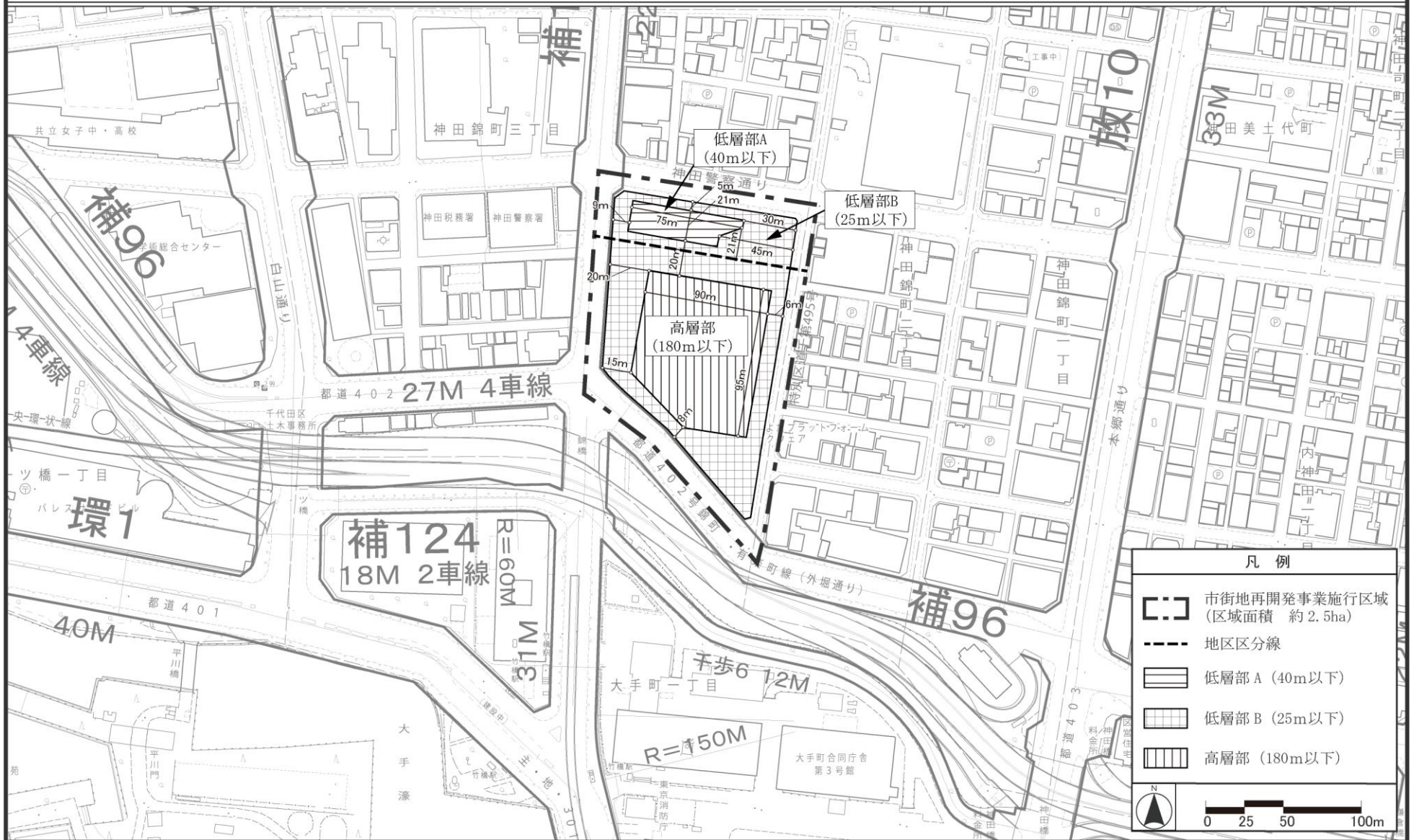


この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺2,500分の1地形図を利用して作成したものである。(承認番号) 7都市基交測第156号。  
 都市計画道路の計画線は、東京都縮尺2,500分の1道路網図を使用したものである。(承認番号) 7都市基街都第48号、令和7年5月9日。無断複製を禁ずる。

東京都市計画第一種市街地再開発事業

(建築物の高さの限度)

神田錦町三丁目南部東地区 第一種市街地再開発事業 計画図 3



この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺2,500分の1地形図を利用して作成したものである。(承認番号)7都市基交測第156号。  
 都市計画道路の計画線は、東京都縮尺2,500分の1道路網図を使用したものである。(承認番号)7都市基街都第48号、令和7年5月9日。無断複製を禁ずる。